

# 令和6年度天城町育英奨学資金奨学生募集要項

天城町教育委員会

令和6年度天城町高等学校及び大学等の奨学生を次のとおり募集する。

## 1 趣旨

この奨学資金制度は、学力、資質、きわめて優秀かつ心身共に健全であるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な生徒に対して学資金の貸与を行い、もって本町教育の発展を図るものである。

## 2 育英奨学資金貸与対象者及び要件

奨学資金の貸与を受けることのできる生徒等(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 奨学生又は、保護者が町内に住所を有し、生活の本拠を有する者であること。
- (2) 学業成績及び人物が優良であること。
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(各種学校を含む。以下同じ。)、高等専門学校(専修学校を含む。以下同じ。)及び大学(短期大学及び大学院を含む。以下同じ。)又はこれらに相当する外国の学校に在学していること。

## 3 採用予定人員、奨学資金の額

- |                              |     |             |
|------------------------------|-----|-------------|
| (1) 高等学校に在学する者               | 若干名 | 月額 20,000 円 |
| (2) 高等専門学校又は大学に在学する者         | 若干名 | 月額 35,000 円 |
| (3) 前項に掲げる学校に相当する外国の学校に在学する者 | 若干名 | 月額 35,000 円 |

注：上記の採用予定人員は、変更になる場合がある。また、奨学金は、無利子とする。

## 4 奨学資金の貸与期間

奨学資金の貸与は、各学校の在学期間中とし、4月から6月分までを5月に、7月から9月分

までを8月に、10月から12月分を11月に、翌年の1月から3月分を2月に本人又はその保護者に貸与する。

## 5 貸与の願い出, 手続き

奨学資金の貸与を受けようとする者は、天城町教育委員会に願い出なければならない。願い出は、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 育英奨学生願書（様式第1号）※本人が作成したもの。
- (2) 育英奨学生推薦書（様式第2号）※在学する学校長が作成したもの
- (3) 世帯の課税証明書（保護者全員分）※天城町くらしと税務課で発行
- (4) 天城町教育委員会が必要と認める書類
  - ・ 町税完納証明書等 ※天城町くらしと税務課で発行

## 6 提出期限

奨学生の貸与希望者については、前項の提出書類を作成のうえ教育委員会総務課へ令和6年2月29日（木）までに提出する。

## 7 奨学生の決定

天城町育英奨学資金選考委員会で決定し、奨学生決定通知書（様式第3号）により本人に通知する。

## 8 借用証書等の提出

奨学生決定通知後、以下の書類を提出すること。

- (1) 育英奨学資金借用証書（様式第4号表）及び育英奨学資金返還明細書（様式第4号裏）
- (2) 誓約書（別途様式）
- (3) 育英奨学資金振込口座届（別途様式）
- (4) 在学証明書（4月以降の各学校等が発行する在学証明書）

## 9 奨学生の異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当するときは、直ちに天城町教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (2) 本人又は連帯保証人の住所、職業その他重要な事項に異動があったとき。

## 10 貸与の辞退

奨学生は、いつでも奨学資金の貸与を辞退することができる。

## 11 貸与の休止又は停止

奨学資金の貸与を受けている者が、次に該当すると認められるときは、奨学資金の貸与を休止し、又は停止する。

- (1) 休学又は転学が適当でないとき。
- (2) 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
- (3) 傷病等のための成業の見込みがないとき。
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (5) その他奨学生として適当でないとき。

## 12 奨学資金の返還

奨学生は、学校を卒業し、又は退学した日から起算した6箇月を経過した日の属する日の翌月から天城町教育委員会が定める期間内に、その全額を月賦、半年賦、又は年賦で返還しなければならない。

特別の事情があるときは、天城町教育委員会の承認を得て、その全額又は、一部を繰り上げ又は繰り下げて返還することができる。また、申請書の提出により相当期間を猶予することができる。

貸与を受けた奨学資金			返還期間	
高校	20,000 円(月額) × 3 年間	720,000 円	9 年以内	年間 80,000 円
高等専門学校	35,000 円(月額) × 5 年間	2,100,000 円	15 年以内	年間 140,000 円
短大	35,000 円(月額) × 2 年間	840,000 円	6 年以内	年間 140,000 円
大学	35,000 円(月額) × 4 年間	1,680,000 円	12 年以内	年間 140,000 円

### 13 貸与の願い出等の提出先及び連絡先

天城町教育委員会 総務課

お問合せ先 TEL 0997-85-5226 又は 85-5206